

議案第 142 号

伊賀市重度障害者福祉手当支給条例及び伊賀市重度障がい児福祉手当支給条例の廃止について

伊賀市重度障害者福祉手当支給条例及び伊賀市重度障がい児福祉手当支給条例を次のとおり廃止しようとする。

令和2年12月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市重度障害者福祉手当支給条例及び伊賀市重度障がい児福祉手当支給条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 伊賀市重度障害者福祉手当支給条例（平成16年伊賀市条例第134号）
- (2) 伊賀市重度障がい児福祉手当支給条例（平成16年伊賀市条例第144号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に伊賀市重度障害者福祉手当支給条例第4条第2項又は伊賀市重度障がい児福祉手当支給条例第4条第2項の規定により認定を受けた者の令和3年3月分までの福祉手当については、なお従前の例による。